

「日の丸・君が代」問題に対する

見解と方針

二〇〇〇年二月十八日
部落解放同盟大阪府連合会

時代は大きな転換期の中にある。特に、昨年の一四五通常国会は

その転換を象徴的に示す国会となつた。新ガイドライン（周辺事態法）、盜聴法（通信傍受法）、国旗・国歌法、住民基本台帳法が次々と成立した。こうした一連の動きの中で、昨年八月十三日「国旗及び国歌に関する法律」いわゆる国旗・国歌法が制定され、公布・施行されたことに大きな危惧を感じる。

第二次世界大戦後、嘗々と築いてきた平和、人権、民主主義が大きく後退してしまうのではないかと考えるのは私達だけではない。私達は国旗や国歌を持つことを否定しているのではない。国旗・国歌法を制定してきた勢力、「日の丸・君が代」を教育現場で強制しようとしている勢力が掲げている考え方や時代の方向に大きな危惧を抱いているのである。彼らの考え方や本質をふまえるならば、昨年、成立した「日の丸・君が代」国旗・国歌法には反対である。また、その法制定をもつてより一層、「日の丸・君が代」を教育現場に強制しようとする動きにも反対である。

そもそも日の丸の歴史を遡れば、七〇一年の「大宝律令」の時代までいきつくが、戊辰戦争時に官軍の「錦の御旗」に対抗して旧幕府同盟が掲げた軍旗である。国旗は近代における国民国家の成立期に对外的な必要性から生まれ、国家意識の高揚などのため公教育やマスメディアなどを通じて国民に人為的に植え付けられたものであ

る。まして「日の丸」の歴史は、日清・日露戦争など第二次世界大戦前、大戦中において軍国主義国家のシンボルや中国・韓国・朝鮮をはじめとするアジア諸国に対する侵略のシンボルともなつた。君が代にいたっては、説明するまでもなく日本国憲法の國民主権と矛盾する内容である。その意味で今日の国旗・国歌法、「日の丸・君が代」問題は第二次世界大戦の歴史を日本政府としてどのように捉え、反省しているのかという問題と密接に関わっている。第二次世界大戦後、その史実を正確に捉え、ドイツのように明確な反省と謝罪があつたならば、国内外の反応も違つたものになつていたことは想像に難くない。

国旗・国歌法制定を推進してきた勢力は、これまでの歴史認識を自虐史觀といつて南京大虐殺における史実のねじ曲げに代表されるよう、第二次世界大戦の史実をもねじ曲げようとしている。かつてドイツ大統領ウアイツゼッカーが述べたように「歴史の過ちを真摯に反省しないものは同じ過ちを繰り返す」ことになる。私達が危惧する本質もそこにある。最近の一連の流れがその危惧を一層倍加している。第二次世界大戦前も一つ一つの出来事が軍国主義の強化に繋がっているとえた一般市民はごく少数であった。第二次世界大戦の歴史的総括の中で悪法として語られる治安維持法が制定されたのは一九二五年であるが、この法が軍国主義強化のために威力を發揮するのは一九三〇年代に入つてからである。

国旗・国歌法が制定されても戦争や差別の強化に繋がるところ短絡的には考えていない。しかし、歴史の教訓は、法が時代を造り、時代が法を利用したように、転換の時代は一つ一つの法に敏感に反応しなければならない時代である。多くの市民にとって、かつて劇作家の木下順二氏がいつたように「昨日に変わらぬように見える今日であり、今日に変わらぬように見える明日」なのである。数年という単位で時代や社会を眺めてみると社会が大きく変貌していくことが少なからずある。今まさにそのような時代である。だから

こそ戦争や差別、民主主義の抑圧の方向に時代が変貌しないよう歯止めをかけ、平和と人権、民主主義の強化の方向へ時代を変革しなければならないのである。国旗・国歌法はまさに時代の分水嶺であると考える。

ただ私達は時代を一面的には捉えてはいない。また悲観的にも捉えていない。国旗・国歌法制定の推進勢力がいうように、「国民各層に自然に「日の丸・君が代」が受け入れられるとするならば、学校教育やマスメディアを通じて意図的に宣伝する必要もないし、法を制定する必要もない。それをあえてやらなければならないのは、「自然に」受け入れられないからである。第二次世界大戦前と比較して、市民の意識も国際情勢も大きく異なる。ボーダレスの時代、インターネットの時代といわれる今日にあって、国民の国家意識がますます希薄になり、国際レベルや地域レベルの一員であるという意識が大きくなってきている。国旗・国歌法制定はそれらに対する彼らの危機感の現れでもある。

国旗・国歌法制定の推進勢力の本音は、法制定を通じていかに教育現場に合法性を装つて、国家主義的イデオロギーを浸透させるかというところに存在する。それらの危惧を抱いている国会議員は一四五通常国会において、「将来的にも、この法律に尊重規定や義務規定をつけることはないか」「教職員や児童・生徒たちに対して、思想信教の自由や、内心的自由を奪い、強制することはないか」等の質問を行っている。これらの質問に関して野中官房長官も、有馬文部大臣も「そのようなことは全くない。強制するものでは決してない。」と答えている。

しかし、一方で「ただ他の法律領域において、国旗・国歌を一つの法律要件として何か国民に義務を課するという規定がある」という場合には、他の法律の効果として国旗掲揚の義務が生じ、そのことを履行しなければ制裁がある。」と七月二十一日の衆院内閣委員会

で、大森政輔内閣法制局長官が答弁している。また、七月三十日の参院国旗・国歌特別委員会において有馬文部大臣は「国旗や国歌に対する愛着をさらにひっそり育てていく、それは、家庭、学校、地域が全体で努力していかなければならぬと思っています」と答弁し、御手洗文部省初等中等教育局長は「すべての学校において適切な国旗・国歌の取り扱いがされる、そのための場合によつては職務命令を発することもあり得る」と述べている。

さらに、八月一日の参院国旗・国歌特別委員会において矢野重典文部省教育助成局長は「国旗・国歌の指導のようなくらいに従つて適正に課された職務につきましては、（教員が）思想・信条を理由としてこれを拒否することまでは保障されていない」と答弁している。

政府が「日の丸・君が代」を国旗・国歌とすると「この法案を発表したのは、小渕首相が「法制化は考えておりません」と国会で答弁してから五日後である。

政府側は国旗・国歌法の審議の過程で、広島県立世羅高校の石川敏浩校長の自殺といういたましい出来事があり、このようなことが再び起こらないようにするため「このことを繰り返し述べ、「校長自殺」を巧みに利用している。

国旗・国歌法がなかったから校長が自殺したのではない。

「日の丸・君が代」の歴史性や内容の問題点を踏まえ、憲法の國民主権との矛盾等から、決して強要すべきではないとする合意が県教委と教職員組合との間で協定がなされていたにもかかわらず、こうした協定を無視する形で県教委の一連の石川校長に対する圧力があつたからこそ、板挟みになり、自殺に追い込まれたのである。その後の国旗・国歌法制定までの一連の経過を見れば、校長自殺があったかも「日の丸・君が代」に反対する側の一方的責任であるかのごとく情報操作されている。これらの教訓や日々の世論、政治情勢をふまえ、人権、平和、民主主義が教育現場において踏みにじられる

「」とがないような取り組みを展開しなければならない。

一方、教育現場における強制で大きな役割を果たしているのが、学習指導要領である。一九五八年に学習指導要領を「告示」として官報に公示することにより、法的拘束力を持つようになつたと強弁し、「国民の祝日など……国旗を掲揚し、君が代を齊唱させることが望ましい」という規定が出された。それらと同様の規定が学習指導要領にも盛り込まれたが、「望ましい」という表現であつたことによつて、教育現場では、徹底されなかつた。しかし、一九八九年の改訂では「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を齐唱するよう指導するものとする」となり、入学式や卒業式において国旗の掲揚と国歌の齐唱を義務づける意図を明確にした。そのことによつて教育現場では、「日の丸・君が代」が急速に徹底されることになつた。それでも学習指導要領には「国旗は日の丸、国歌は君が代」と特定されていないとして、文部省側が反論したことによつて、より文部省側の主張に合法性を持たせるために国旗・国歌法の制定を「校長自殺」と多数の与党形成という政治状況の中で強行したのであつた。

しかし、学習指導要領は法的拘束性を持たないとする説が教育法研究者の間では通説になつてゐる。鈴木英一氏が述べているように「学習指導要領は学校教育法二十条の委任の限界を超えたものであり、告示形式をとらうとするまいと、それは教育現場への指導の文書に過ぎない」のである。それは、「旭川学力テスト事件」に対する最高裁判所判決でも認められてゐる。

また、今日の日本社会はこれまで以上に多様性を増してゐる。多くの民族と多くの国の子どもたちが全国の教育現場で学んでゐる。それらの多様性を入学式や卒業式にいかに反映させるかを考えることも、「国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う」日本政府の重要な課題である。民主主義の基本原理が平等主義と少数意見の尊重であることを踏まえるならば、少数民族である日本国民以外の多くの民族と多くの国の子どもたちのことを尊重した入学式や卒業式にすべきであることは言うまでもない。

さらに、国旗・国歌法や学習指導要領を守れというなら、日本国憲法や子どもの権利条約をはじめとする国際人権諸条約、教育基本法こそ守られるべきである。

「日の丸・君が代」の推進勢力が、いかに合法性を装つて教育現場に「日の丸・君が代」を強制しようとしても一連の動きの中で「衣の下に鎧」が見え透いてゐる。愛国心を強調するのなら、なぜ郷土愛や国際社会の一員としての自覚を強調しないのか。入学式や卒業式に国旗の掲揚をいうなら、なぜ国際社会の一員としての自覚

を促す国連旗や郷土愛を育てる府（県）旗、市（町・村）旗、校旗の掲揚を文部省は学習指導要領で明確にしないのか、不可解である。私達は愛国心を否定しているのではない。ただ愛国心が他の国に対する敵愾心と結びつかないことが重要だと指摘しているのである。自己に対する愛国心が他国に対する友好心と表裏一体にならなければ第二次世界大戦前と同様の社会を作り出してしまうことを危惧しているのである。戦前はまさにそのような意味で愛国心が強調されたのである。その結果が国際連盟の脱退であり、諸外国や自己に多くの犠牲者を出した第二次世界大戦への突入であつた。一四五通常国会において、国旗・国歌法に反対する野党議員の質問に対しても「非国民」との野次が飛び出でてくるような状況の中で、私達の危惧が払拭できるはずもない。

子どもの権利条約においても同様の規定とともに、その第十二条で「意見表明権」が明文化されている。言うまでもなく国際条約は、日本国憲法第九十八条「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」となっているよう、憲法に準ずる法規である。

教育基本法においては、その前文で「われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。」とうたい、第一条の教育の目的では、「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身とともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と明記されている。このような法こそ入学式や卒業式で尊重されるべきである。

文部省の学習指導要領にいうような入学式や卒業式で「個人の尊厳を重んじ、……個性ゆたかな文化の創造をめざす教育」や「個人の価値をたつとび、……自主的精神に充ちた」子どもたちが育成されるのであろうか。否といわねばならない。

繰り返しになるが、国旗・国歌法は二条から成り立つており、「第一条 国旗は、日章旗とする。日章旗の制式は、別表第一のとおりとする。」「第二条 国歌は、君が代とする。君が代の歌詞及び楽曲は、別表二のとおりとする」だけである。何處にも尊重規定や義務規定はなく、入学式や卒業式で掲げよとも書いていない。学習指導要領で書かれているだけである。その学習指導要領は先に述べたように教育法研究者の間では法的拘束力がないとする説が圧倒的多数派である。それでも文部省は強権的に全国の教育現場に入学式や卒業式において、「日の丸」掲揚、「君が代」齊唱を迫っている。そして、その指示に従わない教員を頑なに処分対象にしていく中で、

「個性ゆたかでない」「自主的精神にかける」画一的な入学式や卒業式が実施され、「日の丸」掲揚、「君が代」齊唱の実施状況を限りなく一〇〇%に近づけているのである。「人権教育のための国連十年」を踏まえ、教育現場における人権教育の徹底で、そのような文部省の強力な姿勢は見たこともない。

最後に、「日の丸・君が代」問題を契機にして、人権、平和、民主主義が後退することなく、その前進と創造を改めてめざすこと再確認するものである。

かつて国際法学者で国連の法務部長であったオスカー・シャクターが「法は人の行為を変え、行為は人の態度を変える。さらに心を変える。」といったが、国旗・国歌法が多くの教育者や子ども達、市民の人権尊重に対する「行為を変え、態度を変え、心を変える」ことにならないようにするために、教育労働者をはじめとした多くの仲間とともに奮闘する。

具体的的方向

以上のような考え方のもと、個々の教育現場を取り巻く状況を的確に把握し、原則性を踏まえつつも教条的にならず、「日の丸・君が代」推進勢力を利することなく、彼らの真のねらいを阻止するために、フレキシブル（自由自在）に具体的方針を開拓する。

彼らの真のねらいを阻止する根本は、私たちの目標である人権、平和、民主主義を教育現場をはじめとする社会において前進させることである。これは、日本国憲法や子どもの権利条約、教育基本法の内容を具体化することでもある。その意味で国旗・国歌法問題を逆手にとって、危機をチャンスに切り替える発想で教育内容の実を取り必要がある。そのため大阪府連としても可能限り多様な取り組みを開拓する。

「日の丸」掲揚がやむを得ないと判断した場合においても、「日

の丸」の第二次世界大戦前・大戦中の歴史的役割や中国・韓国・朝鮮をはじめとするアジアの人々が「日の丸」に対してもどのような思いを抱いているかを子どもたちに説明し、平和の尊さを子どもたちに教育する機会にするとともに、愛国心だけでなく、国際社会の一員であるという自覚や郷土愛を育てるために、国連旗、府旗、市旗、校旗の掲揚も求める。また、日本国憲法全文を正面に掲げることも求めしていく。

「君が代」に関してはその歌詞と日本国憲法の原則である国民主権との矛盾を徹底して指摘するとともに、可能な限り斉唱しないよう取り組む。

また、「日の丸・君が代」に反対するだけの入学式や卒業式に対する取り組みにせず、日本国憲法や子どもの権利条約、教育基本法の理念を具体化した新たな入学式や卒業式を創造していく方向を強化する。子どもを主体にした入学式や卒業式、多様性を尊重した入学式や卒業式の創造をめざし、人権、平和、民主主義を前進させる機会にする。反対闘争や抵抗闘争だけにするのではなく、教育現場における人権、平和、民主主義の創造闘争の場と位置づける。

より具体的には、各教育委員会や各学校教育現場に人権教育基本方針や平和教育基本方針及びその基本方針に基づく年間計画の策定を求めるとともに、人権、平和、民主主義を前進させ、日本国憲法、子どもの権利条約、教育基本法等の内容を具体化した入学式や卒業式の具体的モデルの提示を求める。さらに今年が「国際平和・文化年」であることを入れ式や卒業式に反映させることをめざす。